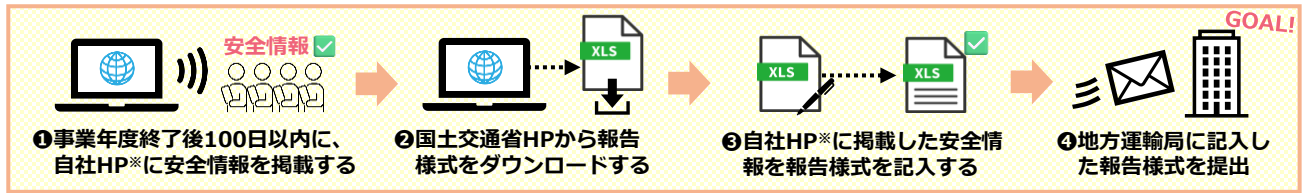


安全情報の公表・報告を忘れずに！

事業者による安全情報の公表

人の運送をする事業者は安全情報を、毎事業年度の経過後100日以内に自社のHP等で公表し、その安全情報を国の定める様式に記入した上で、対象事業の許可申請等を行った地方運輸局へ提出する必要があります！

事業者側の必要手続き



事業者が公表する安全情報の内容はこちら

※ 自社HPがない場合、待合所などに掲示でも問題ありません

事業者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者名 ・事業者のホームページURL ・営業所の都道府県市町村名 ・事業許可／届出（登録）年度 ・事業許可／届出（登録）事業の種類 ・地域旅客船安全協議会への加入状況（任意） ・任意の安全に関する取組 ・過去5年間の事故件数
船舶情報	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶保有数（船舶ごとの船名、総トン数、旅客定員） ・救命設備の搭載数 ・無線設備の搭載状況 ・最新の船舶検査証書の交付年月日

安全情報の公表や報告は忘れないうちにやらないといけないツピね



公表・報告を怠った場合や、虚偽の内容を公表・報告した場合には、海上運送法に基づき50万円以下の罰金となりますので、ご注意ください！

国土交通省からのお願い

報告様式を地方運輸局提出後、不備による差し戻しが多く発生しております。今一度、提出前に内容に不備がないか確認するようにしましょう！

よくある記載ミスは[こちら](#)から



国による安全情報の公表

国土交通省では事業者が公表する内容に加えて、以下の情報を「[旅客船事業者安全情報検索サイト](#)」にて毎年度公表しています

○ 過去5年間の行政処分歴（処分内容含む）

- ・事業の許可の取消し
- ・事業の停止の命令
- ・船舶、係留施設その他の輸送施設の使用の停止の命令
- ・輸送の安全の確保に関する命令

▼ 本制度の目的 ▼

- (1) 旅客船を利用しようとする方が、優良な事業者を選びやすくする。
- (2) 事業者による運航の安全確保に関する取組を促進する。

任意の安全取組があることで、利用者がより安心して選ぶこととなりますね！



旅客船事業者安全情報検索サイトはこちらからご確認いただけます！
検索サイト：https://www.mlit.go.jp/senpaku/anzen/ssi_search.cgi



Q & A

安全情報の公表・報告

Q1

一度報告を行えば、内容に変更がない限り次年度以降は報告しなくていいのかニヤ？



A1

公表・報告は毎年度行うことが義務づけられています！

お手数ですが、内容に変更がない場合も毎年度報告を行ってください！

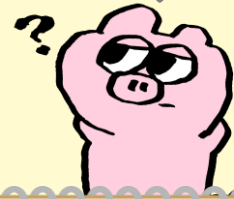
A2

国への報告は1年に1回で問題ありません！

国への報告は1年に1回で問題ありませんが、利用者のために自社HP等には最新の安全情報を載せるようにしましょう！

Q2

国への報告後に安全情報に変更がある都度、報告する必要があるブ～？



Q3

安全情報のうち、事業者情報の「事故件数」には、事業者に責任がないものも含めて報告するツッピー～？



A3

事業者の安全管理規程で定める事故処理基準に該当する事故をカウントしてもらいます！

安全情報検索サイトにおいて、上記に該当する場合は全て載せることとなります。なお、自社HP等における安全情報の公表において、事故件数の詳細を公表すること自体を制限するものではありません！

A4

総トン数が「5トン未満」の船舶専用の様式がございます！

船舶検査証書上の総トン数が「5トン未満」の場合、国交省HP又は地方運輸局から専用の報告様式を入手するようお願いします。また、「5トン未満」の船舶のほかに、正確な総トン数分かる船舶をお持ちの場合、お手数が、それぞれの様式でご提出ください。

Q4

安全情報のうち、船舶情報の「総トン数」の欄に数字しか入力出来ないけど、船舶検査証書の記載が「5トン未満」の場合はどうすればいいのでチュウか？

